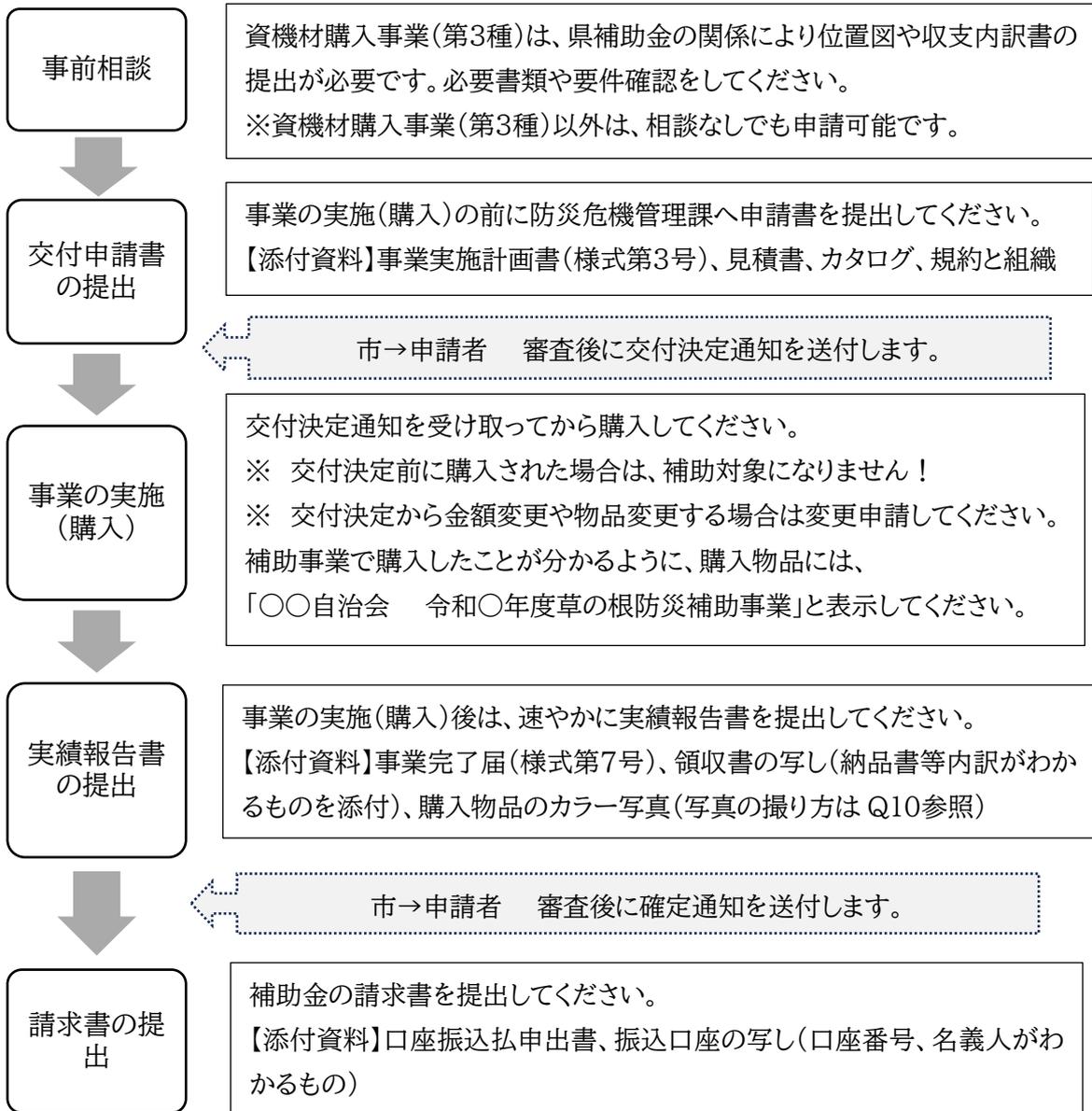


草の根防災体制育成事業補助金 Q&A

Q1. 補助金申請の流れは？

《 資機材購入、備蓄食料品購入、避難啓発事業 》



Q2. 申請にかかる注意点は？

- ・申請～請求書の提出まで一貫した方法で申請してください。
- ⇒ 申請を書面申請(印字押印)の場合は、実績報告・請求は書面申請(印字押印)としてください
申請を電子申請した場合は、実績報告・請求を書面申請することは出来ません。
申請の方法は、①電子申請、②書面申請(印字「自治会長の印」押印)、③書面申請(自治会長署名)のいずれかです。署名の場合は、すべて自治会長が署名してください。

Q3. 資機材購入事業第1種、第2種、第3種の違いは？

⇒ 補助対象の資機材は同じです。

補助率、補助上限額、利用可能年度(利用可能回数)が異なります。

種別	補助率	補助限度額	利用可能年度
資機材購入 第1種	1/3	10万	毎年利用可能
資機材購入 第2種	1/2	50万	5年に1回利用可能
資機材購入 第3種	1/2	100万	1団体あたり、1回利用可能

Q4. 対象経費となる資機材は？

⇒ 自治会等が管理し、災害発生時に使用する資機材を対象とします。

初期消火用資機材、消火用資機材	
消火器	各戸配布用及び、会館等保管用は除く
活動服	難燃性素材のもので、災害時の消火・救助活動用のもの
消火用バケツ	各戸配布用は除く
消火栓ボックス	自治会名等の印字代も対象
消火栓用ホース	
可搬式小型動力ポンプ	
ポンプ関連部品	スタンドパイプ、ノズル、管そう 等
情報収集伝達用資機材	
ハンドメガホン	
携帯ラジオ	
トランシーバー	
避難・救出・救助用資機材	
簡易トイレ、携帯トイレ	
担架	
車椅子	災害用車いす(オフロードノーパンクタイヤ)のもの
ライト	投光器、ヘッドライト、強カライト、ランタン 等
災害備蓄用毛布	概ね10年保存できるもの
パーソナルテント	避難所等で使用する室内用のもの 簡易トイレやマンホールトイレ用のもの
間仕切り	
発電機	
蓄電池	
AED	レンタル品を除く
救急セット	消毒液のみの購入など、単品での購入は不可

救助用工具	チェーンソー、ジャッキ、ウィンチ、エンジンカッター、パール、掛矢、鉄筋カッター 等
給水・給食用資機材	
給水タンク	各戸配布用は除く
移動炊飯器	災害用のガス炊飯器等
飲料水用ろ水器	
その他	
資機材庫	基礎工事を伴わないもの
かまどベンチ	

Q5. 対象外の資機材はなにがある？

⇒ よくいただくご質問のうち、対象外の資機材は次のとおりです。

その他、交付決定前の購入費、中古品、処分費、送料、振込手数料は補助対象外とします。

初期消火用資機材、消火用資機材	
ホースブリッジ	止水板
防火衣	消火栓看板
ホース巻取機	
情報収集伝達用資機材	
ワイヤレスアンプ	マイクセット
避難・救出・救助用資機材	
カセットコンロ	一輪車
石油ストーブ	安全靴、長靴
パイプテント(横幕付きテント)	手袋、軍手
カラーコーン	ブルーシート
スコップ	ブランケット
ロープ	救助用ゴムボート
給水・給食用資機材	
ストロー浄水器	
その他	
ビブス	カセットポンプ
草刈機	水中ポンプ

Q6. 複数事業を同年度に申請可能ですか？

⇒ 実施事業が異なる場合は申請できます。

例えば、資機材購入事業第2種と備蓄食料品購入は併用できますが、資機材購入事業第2種と第1種を同年度に申請することはできません。

Q7. 避難啓発事業で誘導灯や誘導標識は対象になりますか？

⇒ 自治会館内に設置する消防法等に基づく誘導標識等は対象になりません。

Q8. 申請の事前相談は必要ですか？

⇒ 資機材購入事業(第3種)は、通常の添付資料に追加して位置図や収支内訳書が必要です。
県補助金に関して必要なため、事前相談をお願いしております。
資機材購入事業(第3種)以外は、必要に応じてご相談ください。

Q9. いつまでに申請したらいいですか？

⇒ 事業種別によって、申請期日を設けています。期間内に申請してください。
申請は毎年4月1日(4月1日が休日の場合は、翌開庁日)から受付しています。
なお、期間内であっても予算上限に達した場合は早期終了します。
資機材購入事業(第3種) 4月末日
資機材購入事業(第2種) 7月末日
資機材購入事業(第1種)、避難啓発事業、備蓄食品購入事業 随時
避難訓練実施事業 訓練実施日の2週間前まで

Q10. 写真の撮り方は？

⇒ 決定通知書送付と同時に「写真の撮り方」の例を添付いたします。
添付資料を基にカラー写真にて撮影をお願いします。